

コンピュータ関連発明(CRI)ガイドラインの再改訂

2017年7月3日
JETRO ニューデリー

2017年6月30日、インド特許意匠商標総局（CGPDTM）は、同局ウェブサイト上でコンピュータ関連発明（CRI）ガイドラインを再改訂した¹。本 CRI ガイドラインはただちに適用されることとなり、特許法第 3 条 (k) に関する規定を含む特許局実務・手続マニュアル第 08.03.05.10 章は削除された。

CGPDTM によると、2016 年 2 月に公表された改訂版 CRI ガイドラインには、多くの抗議が寄せられたため、専門家委員会を立ち上げて抗議を検証し、様々な観点を考慮して再改訂版 CRI ガイドラインを公表したとのこと²。

再改訂版 CRI ガイドラインでは、問題となっていた、いわゆる「新規ハードウェア」要件は削除された（下記参考）。重要なのはクレーム全体を総合して判断することであり、クレーム全体として発明の除外に該当しない場合、特許は拒絶されるべきではないと記載されている。

<CRI ガイドラインの経緯>

- 2002 年：特許（改正）法が施行され、特許法第 3 条 (k) が導入。
- 2013 年：CRI ガイドラインに関するドラフト版ガイドラインの公表。
- 2015 年 8 月：CRI ガイドラインの運用開始。
- 2015 年 12 月：CRI ガイドラインの運用停止。
- 2016 年 2 月：改訂版 CRI ガイドラインの公表。
- 2017 年 6 月：再改訂版 CRI ガイドラインの公表**

<参考> 「新規ハードウェア」要件（16 年 2 月公表の改訂版 CRI ガイドラインで問題とされていたもの）

- (a) クレームを適切に解釈し、実質的な貢献を特定する。
- (b) その貢献が数学的方法、ビジネスの方法又はアルゴリズムに該当する場合は、クレームを拒絶する。
- (c) その貢献がコンピュータ・プログラム分野に該当する場合、それが 新規のハードウェアと併せてクレームされているかを調べ、当該発明の特許性を判断する別の手順へ進む。コンピュータ・プログラム自体には特許性はない。

当該貢献がコンピュータ・プログラムのみにある場合、クレームを拒絶する。当該貢献がコンピュータ・プログラム及びハードウェアの両方にある場合、別の特許性判断手順へ移る。

以上

¹ http://www.ipindia.nic.in/writereaddata/Portal/Images/pdf/Revised_Guidelines_for_Examination_of_Computer-related_Inventions_CRI_.pdf

² http://www.ipindia.nic.in/writereaddata/Portal/Images/pdf/Office_Order_No_36_of_2017_for_Revised_Guidelines_for_Examination_of_CRIs.pdf